

# 「多胎ファミリーピアサポート事業費補助金」募集要領

## 1. 補助の対象事業

補助金の対象となる事業は、県内に所在する団体等が実施する、多胎児育児に特有の悩みや課題の解決、家庭同士の交流の促進につながる交流会の開催や、ピアサポーターによる外出支援の取組みであり、以下の要件を満たすものとします。

### ● 交流会の開催

- (1) 1回の活動ごとに責任者を1人配置し、事故防止等に配慮すること。
- (2) 1回の活動につき、複数の市町村から計5家庭以上（実施主体である団体等の構成員の3親等以内の親族を除く。）が参加するよう努めること。
- (3) 対象家庭が幅広く参加できるように会場の選定や広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定の家庭しか参加できない運営を行わないこと。
- (4) 営利活動や宗教活動を行わないこと。

### ● ピアサポーターによる外出支援

- (1) 外出支援等を行う場合は、事故防止等に十分に配慮するとともに、活動内容に応じた保険に加入すること。
- (2) 対象家庭が幅広く利用できるように広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定の家庭しか利用できない運営を行わないこと。
- (3) 営利活動や宗教活動を行わないこと。
- (4) 外出支援を行うピアサポーターは、必要となる知識習得のための研修受講などに努めること。

## 2. 補助の対象団体

補助金の対象となる団体は、県内に所在する下記の団体となります。

- (1) 子育て支援活動等を行う団体・企業
- (2) ボランティア・NPO 活動を行う組織・団体
- (3) その他知事が適当と認める団体

さらに、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 代表者が明らかになっていること。
- (2) 団体固有の預金通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。
- (3) 補助終了後も継続して家庭を支援する活動を実施する見込みがあること。

## 3. 補助金

補助率、補助限度額及び補助対象経費は、次のとおりです。

補助金の額は、次表に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較していずれか少ない額になります。（1,000円未満の端数は切り捨て）

区分	補助対象経費	内容	補助率
交流会 開催	報償費	講師、専門家、アドバイザー、保育士等への謝礼 (団体等の構成員への謝礼を除く。)	① 補助率 10分の10以内
	旅費	講師等の旅費、事業実施に必要な交通費	
	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、衛生用品等	② 補助金の限度額 1回の活動につ
	印刷製本費	資料、チラシ、アンケートの作成費等	

	役務費	通信費、郵便費、保険料等	き、5万円以内
	使用料・賃借料	事業実施に必要な会場や施設の使用料、備品の賃借料等	
	その他	上記以外の経費で、特に必要と認められるもの	
外出支援	報償費 (1時間あたり)	ピアサポーターが外出支援を行う際の日当	① 補助率 10分の10以内 ② 補助金の限度額 ・日当…1時間あたり 1,000円以内 ・旅費…1回の活動につき 1,000円以内 ・保険料…必要と認められる額 ただし、1団体当たり総額 300,000円以内とする
	旅費	ピアサポーターが外出支援を行う際の自宅から支援を受ける家庭までの交通費	
	その他	保険料	

※1 領収書の写し、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限る。

※2 補助対象外となる経費

- ・ 交付決定前に要した経費
- ・ 経常的な経費（団体等運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料、人件費等）
- ・ 飲食費
- ・ 汎用性のある備品、活動終了後に団体等の財産となりうる備品の購入に要する経費

#### 4. 補助事業実施期間（補助対象期間）

補助対象事業実施期間（補助対象期間）は、補助が決定した日から、令和8年3月末日までの間で設定してください。

#### 5. 申請方法

下記に交付申請書（様式第1号）及び参考資料（団体の活動内容が分かるもの、規約、構成員名簿等）をメール、郵送又は持参してください。

※様式は、子育て支援課のホームページに掲載しています。

また、提出された書類はお返しできません。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部こども家庭室子育て支援課

TEL : 076-444-3208 FAX : 076-444-3493

Email : [akodokatei@pref.toyama.lg.jp](mailto:akodokatei@pref.toyama.lg.jp)

○募集受付期間：**令和7年5月15日（木）～令和7年6月11日（水）**まで

上記期間終了後は、補助決定状況に応じて、申請を受付ける予定です。

#### 6. 補助対象事業の決定

交付申請書及び参考資料等をもとに、県で選考します。新川地区、富山地区、高岡地区、砺波地区で各2回程度開催される事業への補助を想定しており、申請数の状況、開催の場所、時期等を勘案の上、補助対象事業を決定いたします。

5の募集受付期間終了後、原則として2週間程度経過後までに、補助決定を通知する予定です。

#### 7. 補助対象事業実施時の留意点

- ・ 交流会の開催については、事業の実施効果等の検証のため、県が用意するアンケートを実施してください。
- ・ 交流会の開催については、事業実施状況が分かるよう、写真など内容を明確に証明することができる書類を、実績報告書に添付してください。
- ・ 事業実施状況の確認のため、職員がご連絡する場合があります。
- ・ 事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書）を保管してください。
- ・ 補助金の支払いは、原則、事業完了後となります。
- ・ やむを得ない事情等により事業を中止又は変更をする場合には、必ず事前に子育て支援課にご相談ください。変更申請書の提出が必要となる場合があります。  
「変更」：事業の実施内容に大きな変更があるとき。または、各経費項目の増減が申請時の補助対象経費全体の20%以上であるとき。

#### 8. 補助対象事業実施時の留意点

補助事業が終了してから 30 日以内又は令和8年3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）及び必要添付書類（事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を提出してください。（提出先は、5の申請と同じ）